

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年11月24日
【会社名】	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
【英訳名】	TECHNO HORIZON HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 清
【本店の所在の場所】	名古屋市南区千竈通二丁目13番地 1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社タイテック 取締役 水野 雅裕 株式会社エルモ社 取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【最寄りの連絡場所】	株式会社タイテック 名古屋市南区千竈通二丁目13番地 1 株式会社エルモ社 名古屋市瑞穂区明前町 6 番14号
【電話番号】	株式会社タイテック (052)824 - 7373 (代表) 株式会社エルモ社 (052)811 - 5133 (代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社タイテック 取締役 水野 雅裕 株式会社エルモ社 取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	8,704,724,912円 (注)本届出書提出日において未確定であるため、株式会社タイテック(以下「タイテック」といいます。)の最近事業年度末日(平成21年3月31日)現在における株主資本の額(簿価)及び株式会社エルモ社(以下「エルモ社」といいます。)の最近事業年度末日(平成21年2月28日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	21,063,340株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

- (注) 1. タイテックの発行済株式総数10,055,117株（平成21年9月末時点）、エルモ社の発行済株式総数11,073,000株（平成21年8月末時点）に基づいて算出しており、タイテック及びエルモ社は、本株式移転（以下に定義します。）の効力発生日の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成21年10月30日に開催されたタイテック及びエルモ社の取締役会の決議（株式移転計画及び共同持株会社設立に関する契約締結の承認）並びに平成21年12月25日に開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. タイテック及びエルモ社は、当社の普通株式について、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1. 普通株式は、当社成立の日の前日のタイテック及びエルモ社の最終の株主名簿に記載または記録されたそれぞれの株主に、タイテック普通株式1株に対して1株を、エルモ社普通株式1株に対して1.09株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。タイテックの最近事業年度末（平成21年3月31日）及びエルモ社の最近事業年度末（平成21年2月28日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は8,704,724,912円であり、発行価額の総額のうち2,500,000,000円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、ジャスダック証券取引所への上場申請手続きを行い、いわゆるテクニカル上場（株券上場審査基準第3条第5項第3号）により平成22年4月1日よりジャスダック証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ジャスダック証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式に係る株券について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2．記載のテクニカル上場の方法により、ジャスダック証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 株式移転による経営統合の目的及び理由

タイテックは、電子応用製品（情報通信機器、F A 関連機器及びその他の電子機器）の開発、製造、販売を主な事業とし、また、タイテックの連結子会社でもあるエルモ社は、書画カメラ、監視カメラ等の光学機器の開発、製造、販売を主な事業とし、相互のシナジーをはかりながら、両社はこれまで経営展開をしてまいりました。

また、両社はそれぞれの傘下に子会社等を擁し、そのすべてのグループ会社が「技術力で社会に貢献すること」をモットーにそれぞれ自立的な経営をすすめ、多種多様な電子製品、光学製品を生み出し、成長してまいりました。

しかしながら、リーマンショック以降の経済環境の激変により、わが国の工業製品の国内需要は相対的に縮小する一方で、世界需要は欧米中心から中国をはじめとするアジアの新興国中心へ軸足を移す中、新興国の「ものづくり力」の強大化等の構造変化が起っています。

タイテックとエルモ社を中心としたグループ会社は、このような経済環境を受け、危機意識を共有し、時代の潮流に俊敏に反応できる抜本的な構造改革が、今後不可欠であるという意見で一致いたしました。そのためにグループ各社の力を更に結集し、時代に対処することが喫緊の課題となっております。

以上のように、タイテック並びにエルモ社は、時代状況に対する共通認識のもと、企業集団としての力の結集とグループ各社の成長・発展をはかることを目的に、下記のような基本方針に従い、経営統合をすることで経営環境の激変や競争の激化を克服し、総体としての企業価値の向上を目指すことに合意いたしました。

なお、統合方法につきましては、統合効果・目的のスムーズな実現と、両社従業員のモチベーション維持向上の観点等から、株式移転による共同持株会社設立による経営統合が最良と判断いたしました。

<基本方針>

両社は共同持株会社を中心とする企業集団としての経営体制に移行します。

共同持株会社は、特定の事業を行わず、グループ経営に専念することにより、グループ各社の自立性を尊重しつつ、全体の経営リソースの適切な配分と事業構造の最適化をはかり、グループ全体の価値を高めることを目指します。とりわけグループ全体の財務基盤の強化を共同持株会社が中心となって推進いたします。

また、当社グループの基本的な経営リソースが技術力であることに変わりはありませんが、これに加え、今後は、マーケティング力とグローバルな技術組織力が重要であることを強く認識し、グループ会社各社の指導にあたってまいります。

さらに、コンプライアンス遵守とC S Rの考え方をグループ会社各社に強化徹底し、常に社会に信頼される企業として自己を確立してまいります。

<共同持株会社の設立による効果>

今回の共同持株会社の設立により、下記の主な項目に関して集中的に統合効果の具現化をはかります。

マネジメント体制の強化

事業・製品分野及び経営資源の集中と選択を機動的に実現し、既存事業の強化、新規ビジネスの展開に向けた資本・業務提携を含む事業拡大及び組織拡充など、柔軟かつ多面的な事業展開を容易ならしめると考えております。

業務執行体制の明確化による収益力の強化

長期的な視点でのグループ経営（持株会社）と、それに基づく短・中期的な事業執行（各事業会社）の機能分担により、各事業における責任の所在が明確化され、コスト意識を一層高めるとともに、売り上げの増大のみならず、利益率の改善が実現できるものと考えております。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	電子機器、光学機器等の製造、販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する事業		
(3) 本店所在地	名古屋市南区千竈通二丁目13番地1		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	取締役会長	野村 利昭	現：タイテック 代表取締役会長兼CEO 現：エルモ社 取締役会長
	代表取締役社長	竹内 清	現：エルモ社 代表取締役社長
	取締役	野村 拡伸	現：タイテック 代表取締役社長
	取締役	水野 雅裕	現：タイテック 取締役
	取締役（社外）	玉置 浩一	現：タイテック 社外取締役
	常勤監査役（社外）	大原 茂	現：タイテック 社外監査役
	監査役（社外）	近藤 倫行	現：エルモ社 社外監査役
	監査役（社外）	佐藤 慎一郎	現：タイテック 社外監査役
(5) 資本金	2,500,000,000円		
(6) 純資産（連結）	未定		
(7) 総資産（連結）	未定		
(8) 決算期	3月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社とタイテック及びエルモ社の状況は以下のとおりです。

タイテック及びエルモ社は、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成22年4月1日（予定）を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社)									
(株)タイテック	名古屋市南区	2,250,844	電子機器製造販売	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
(株)エルモ社	名古屋市瑞穂区	796,204	光学機器製造販売	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

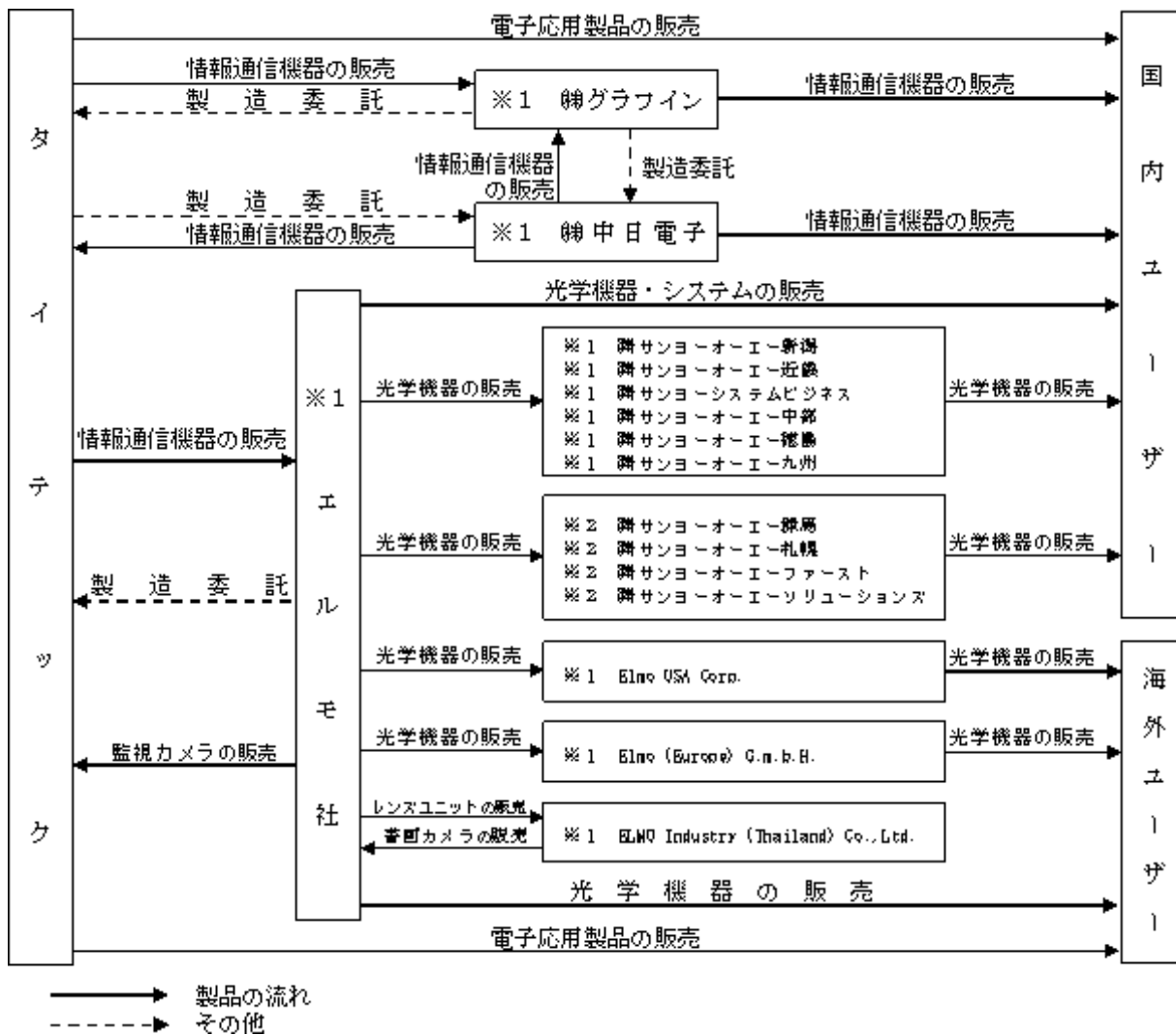
本株式移転に伴う当社設立後、タイテック及びエルモ社は、当社の株式移転完全子会社となります。

当社の完全子会社となるタイテックの平成21年3月期に係る連結会計年度末（平成21年3月31日）時点の状況及びエルモ社の平成21年2月期に係る連結会計年度末（平成21年2月28日）時点の状況については、以下のとおりです。なお、最近事業年度末以降、タイテックの平成22年3月期第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）及びエルモ社の平成22年2月期第2四半期連結会計期間末（平成21年8月31日）までの変更点については、注記により記載しております。

タイテック

事業の系統図は、次のとおりであります。

〔事業系統図〕



(注) 1 連結子会社

2 関連会社で持分法非適用会社

3 平成22年3月期第2四半期連結会計期間において、連結子会社である(株)サンヨーオーイー中部を存続会社とする吸収合併により、連結子会社である(株)サンヨーオーイー新潟が解散しております。また、(株)サンヨーオーイー札幌と(株)S U W A オプトロニクスが新たに連結子会社となりました。

〔関係会社の状況〕

名称	住所	資本金又は出 資金 (千円)	主要な事 業の内容	議決権の所有 (被所有)割 合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)グラフィン	東京都品川区	92,000	電子機器 関連事業	97.8	製造の一部をタイテック及 び(株)中日電子に製造委託し ております。 なお、タイテック所有の建 物を賃借しております。 役員の兼任等・・・有
(株)中日電子 (注)3	名古屋市緑区	300,000	電子機器 関連事業	100.0	タイテックが製品(情報通 信機器)の一部を製造委託 しております。 役員の兼任等・・・有
エルモ社 (注)3、4、5、7	名古屋市瑞穂 区	791,479	光学機器 関連事業	60.4	製品の一部をタイテックに 製造委託しております。 役員の兼任等・・・有
American Elmo Corp.	米国 ニューヨーク 州	609千 米ドル	光学機器 関連事業	100.0 (100.0)	北米における光学機器販売 会社(Elmo USA Corp.)の 管理を行っております。
Elmo USA Corp. (注)3、6	米国 ニューヨーク 州	2,000千 米ドル	光学機器 関連事業	100.0 (100.0)	光学機器を国外販売してお ります。
Elmo(Europe)G.m.b.H.	ドイツ デュッセルド ルフ	511千 ユーロ	光学機器 関連事業	100.0 (100.0)	光学機器を国外販売してお ります。
ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd. (注)3	タイ国 チョンブリ県	75,000千 タイバツ	光学機器 関連事業	100.0 (100.0)	光学機器を海外で製造して おります。
(株)サンヨーオーエー新潟 (注)8	新潟市中央区	10,000	光学機器 関連事業	74.0 (74.0)	光学機器を国内販売してお ります。
(株)サンヨーオーエー近畿	大阪市西区	50,000	光学機器 関連事業	72.0 (72.0)	光学機器を国内販売してお ります。
(株)サンヨーシステム ビジネス	東京都 千代田区	60,000	光学機器 関連事業	70.0 (70.0)	光学機器を国内販売してお ります。
(株)サンヨーオーエー中部 (注)8	岐阜県安八郡 安八町	50,000	光学機器 関連事業	56.0 (56.0)	光学機器を国内販売してお ります。
(株)サンヨーオーエー徳島	徳島県鳴門市	20,000	光学機器 関連事業	56.0 (56.0)	光学機器を国内販売してお ります。
(株)サンヨーオーエー九州	福岡県博多区	40,000	光学機器 関連事業	53.7 (53.7)	光学機器を国内販売してお ります。

(注)1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有(被所有)割合欄の()は間接所有割合で、内数で記載しております。

3. 上記子会社のうち、(株)中日電子、エルモ社、Elmo USA Corp.及びELMO Industry (Thailand) Co., Ltd.は、特定子会
社に該当いたします。

4. 上記子会社のうち、エルモ社は、有価証券報告書及び有価証券届出書を提出している会社であります。

5. エルモ社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えてお
りますが、当該連結子会社は有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

6. Elmo USA Corp.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は所在地別セグメント（北米）の売上高に占める割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
7. 平成22年3月期第1四半期連結会計期間に、エルモ社の発行する新株予約権の一部が行使されたこととともない、同社の「資本金」が796,204千円、「議決権の所有（被所有）割合」が60.1%になっております。
8. 平成22年3月期第2四半期連結会計期間において、連結子会社である(株)サンヨーオーエー中部を存続会社とする吸収合併により、連結子会社である(株)サンヨーオーエー新潟が解散しております。なお、これにより(株)サンヨーオーエー中部に対する議決権の所有割合が59.5%（うち間接所有59.5%）になっております。
- また、以下の会社が新たに関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)サンヨーオーエー札幌	札幌市北区	10,000	光学機器 関連事業	51.0 (51.0)	光学機器を国内販売しております。
(株)SUWAオプトロニクス (注)3	長野県茅野市	100,000	光学機器 関連事業	100.0 (100.0)	光学機器等の製造販売を予定しております。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有（被所有）割合欄の（ ）は間接所有割合で、内数で記載しております。

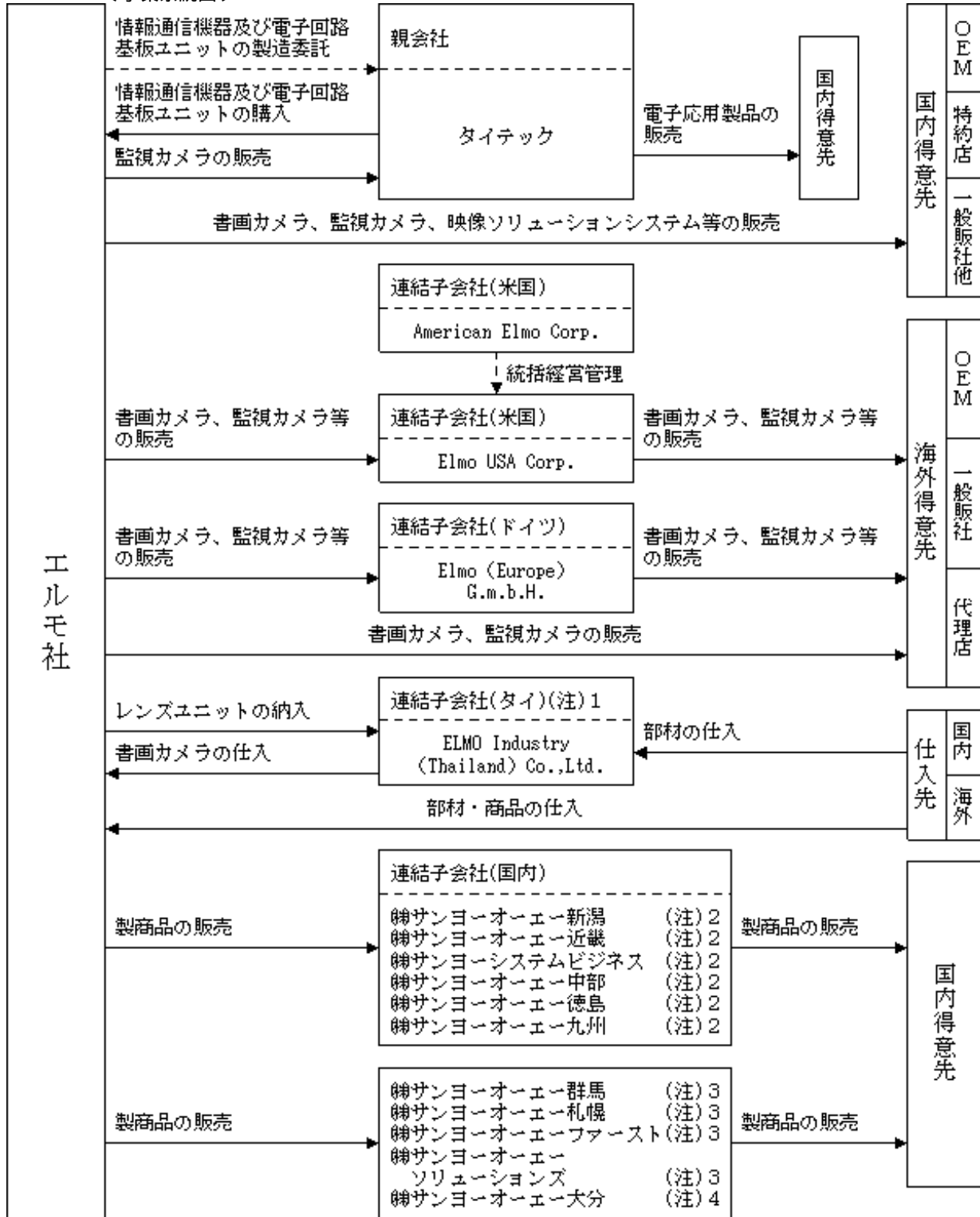
3. (株)SUWAオプトロニクスは、連結子会社であるエルモ社が、事業譲渡契約に伴い事業継承の受皿会社として設立いたしました。

エルモ社は、タイテックの連結子会社であるため、上記に含まれていますが、エルモ社の状況は以下のとおりであります。

エルモ社

事業の系統図は、次のとおりであります。

〔事業系統図〕



→ 製商品・部材の流れ

-----> その他の流れ

(注) 1 平成18年9月にELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.を設立し、平成20年1月より生産を開始しております。

2 平成20年2月に資本参加し、連結子会社となっております。

3 平成20年2月に資本参加し、持分法非適用関連会社となっております。

4 平成20年2月に資本参加しております。

5 平成22年2月期第2四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社サンヨーオーエー中部を存続会社とする吸収合併により、連結子会社である株式会社サンヨーオーエー新潟が解散しております。また、株式会社サンヨーオーエー札幌と株式会社S U W A オプトロニクスが新たに連結子会社となっております。

〔関係会社の状況〕

名称	住所	資本金又は出 資金（千円）	主要な事 業の内容	議決権の所有 （被所有）割 合（％）	関係内容
（親会社） タイテック （注）1	名古屋市南区	2,250,844	電子機器 関連事業	（60.4）	製品、電子回路基板組立品の一部をエルモ社に納入しています。 エルモ社製品を購入しております。 役員の兼任 1名
（連結子会社） American Elmo Corp. （注）3	米国 ニューヨーク州	609千US\$	光学機器 関連事業	100.0	米国販売子会社の経営管理を行っております。 役員の兼任 1名
Elmo USA Corp. （注）2、3、4	米国 ニューヨーク州	2,000千US\$	光学機器 関連事業	100.0 [100.0]	エルモ社の製商品を販売しています。
Elmo (Europe) G.m.b.H. （注）3	ドイツ デュッセルドルフ	511千EUR	光学機器 関連事業	100.0	エルモ社の製商品を販売しています。 役員の兼任 1名
ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd. （注）3	タイ国 チョンブリ県	75,000千 タイバーツ	光学機器 関連事業	100.0	エルモ社の製品を製造しています。 役員の兼任 1名
株式会社サンヨーオー エー新潟（注）5	新潟市中央区	10,000	光学機器 関連事業	74.0	エルモ製品ならびに他社製品を販売しています。 役員の兼任 1名
株式会社サンヨーオー エー近畿	大阪市西区	50,000	光学機器 関連事業	72.0	エルモ製品ならびに他社製品を販売しています。 役員の兼任 1名
株式会社サンヨーシステ ムビジネス	東京都千代田区	60,000	光学機器 関連事業	70.0	エルモ製品ならびに他社製品を販売しています。 役員の兼任 1名
株式会社サンヨーオー エー中部（注）5	岐阜県安八郡 安八町	50,000	光学機器 関連事業	56.0	エルモ製品ならびに他社製品を販売しています。 役員の兼任 1名
株式会社サンヨーオー エー徳島	徳島県鳴門市	20,000	光学機器 関連事業	56.0	エルモ製品ならびに他社製品を販売しています。 役員の兼任 1名
株式会社サンヨーオー エー九州	福岡市博多区	40,000	光学機器 関連事業	53.7	エルモ製品ならびに他社製品を販売しています。 役員の兼任 1名

（注）1 有価証券報告書を提出している会社であります。

2 「議決権の所有（被所有）割合」欄の〔内書〕はAmerican Elmo Corp.による間接所有であります。

3 特定子会社であります。

4 Elmo USA Corp.は売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	金額（千円）
売上高	7,463,151
経常利益	351,829
当期純利益	213,550
純資産額	1,502,215
総資産額	2,507,261

5 平成22年2月期第2四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社サンヨーオーエー中部を存続会社とする吸収合併により、連結子会社である株式会社サンヨーオーエー新潟が解散しております。なお、これにより株式会社サンヨーオーエー中部に対する議決権の所有割合が59.5%（うち間接所有0.9%）になっております。また、以下の会社が新たに関係会社になっております。

名称	住所	資本金 （百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社サンヨーオーエー札幌	札幌市北区	10	光学機器関連事業	51.0	エルモ社製品ならびに他社製品を販売しています 役員の兼任 1名
株式会社SUWAオプトロニクス （注）1	長野県茅野市	100	光学機器関連事業	100.0	光学機器等を製造販売しております。 役員の兼任 2名

（注）1．特定子会社に該当いたします。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、タイテック及びエルモ社は、当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の完全子会社であるタイテック及びエルモ社との役員の兼任関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社であるタイテック及びエルモ社と関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

タイテック及びエルモ社は、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成22年4月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、タイテック及びエルモ社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年10月30日の両社の取締役会において作成いたしました。なお、タイテックとエルモ社は、同日付で、共同株式移転の方法によりタイテック及びエルモ社の完全親会社となる当社を設立して経営統合する旨の共同持株会社設立に関する契約書を締結しております。

株式移転計画に基づき、タイテックの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、エルモ社の普通株式1株に対して当社の普通株式1.09株をそれぞれ割当て交付いたします。

当該株式移転計画においては、平成21年12月25日にそれぞれ開催予定の臨時株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当、株式の上場などにつき規定されております。（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

株式会社タイテック（以下「甲」という。）と株式会社エルモ社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的 丙の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号 丙の商号は、「テクノホライゾン・ホールディングス株式会社」とし、英文では、「TECHNO HORIZON HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地 丙の本店の所在地は、名古屋市長区とし、本店の所在場所は、名古屋市長区千竈通二丁目13番地1とする。
 - (4) 発行可能株式総数 丙の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 丙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
 - 野村 利昭
 - 竹内 清
 - 野村 拓伸
 - 水野 雅裕
 - 玉置 浩一（社外）
2. 丙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
 - 大原 茂（社外）
 - 近藤 倫行（社外）
 - 佐藤 慎一郎（社外）
3. 丙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
 - あずさ監査法人

第4条（丙が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 丙は、本株式移転に際して、甲及び乙の株主に対し、その所有する甲または乙の普通株式に代わり、（ ）甲が丙の成立の日の前日現在発行している普通株式数に1を乗じた数及び（ ）乙が丙の成立の日の前日現在発行している普通株式数に1.09を乗じた数の合計に相当する数の丙の普通株式を交付する。なお、上記（ ）または（ ）の計算において1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。
2. 前項の規定により交付される丙の普通株式の割当てについては、丙の成立の日の前日の最終の甲及び乙の株主名簿にそれぞれ記載または記録された甲及び乙の株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求する甲または乙の株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が、株主として記載または記録されているものとみなす。）に対し、甲の株主については、その所有する甲の普通株式1株につき丙の普通株式1株の割合を持って割当て、また、乙の株主については、その所有する乙の普通株式1株につき丙の普通株式1.09株の割合を持って割当てる。なお、甲または乙の株主に対し交付しなければならない丙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（丙の資本金及び準備金の額に関する事項）

丙の成立の日における丙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 2,500,000,000円

(2) 資本準備金の額 1,000,000,000円

(3) 利益準備金の額 0円

第6条（丙の成立の日）

丙の設立の登記をすべき日（以下「丙の成立の日」という。）は、平成22年4月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成21年12月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成21年12月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議のうえ、合意により前二項に定める臨時株主総会開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 丙は、丙の成立の日において、その発行する普通株式のジャスダック証券取引所への上場を予定する。
2. 丙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成22年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり13円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後丙の成立の日までの間、丙の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後丙の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、甲及び乙は、それぞれの財産または権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲及び乙協議のうえ、他方当事者の同意を得てこれを行う。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲または乙の株主総会のいずれかにおいて本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、または本株式移転に関し甲乙間で締結した平成21年10月30日付け「共同持株会社設立に関する契約書」が解除された場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じもしくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は、協議のうえ、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議のうえ定める。

以上

別紙1

定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社はテクノホライゾン・ホールディングス株式会社と称し、英文ではTECHNO HORIZON HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理、並びに、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子応用機械器具、装置の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (2) 光学機器、光学設備の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (3) 機械器具、装置の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (4) 医療用機械器具、医療用機器の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (5) コンピュータ・ソフトウェアの開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (6) 監視カメラ設備、視聴覚設備、各種設備等の設計、施工、請負、監督
- (7) 電子部品、電気関連部品、機械部品の製造、販売
- (8) レンズ加工品、プラスチック加工品の製造、販売
- (9) 金型の製造、販売
- (10) 映画フィルム、スライドフィルムの製作、貸出、出張映写
- (11) 事務用品、日用雑貨品の販売
- (12) 電子応用技術のコンサルティングのサービス
- (13) レンタル業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 経営コンサルタント業
- (16) 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾、譲渡
- (17) 有価証券の運用・売買、金銭の貸付、債務の保証
- (18) 人事、財務経理、各種保険手続等の業務請負事業
- (19) 前各号に掲げる事業の経営指導、業務受託

(20) その他、前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするることができる。

第3章 株主総会

（招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第18条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長を1名選定し、また、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第38条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会の議事録）

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役の報酬等）

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第42条 当社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

（事業年度）

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（期末配当金）

第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

（中間配当金）

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

附則

（設立の方法）

第1条 当社の設立は、会社法第772条の株式移転による。

（最初の事業年度）

第2条 当社の最初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成23年3月31日までとする。

（取締役及び監査役の報酬等）

第3条 第29条及び第40条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は、年額150百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。

（附則の削除）

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	タイテック	エルモ社
株式移転比率	1	1.09

(注) 1．タイテックの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、エルモ社の普通株式1株に対して当社の普通株式1.09株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、タイテックまたはエルモ社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

また、当社の単元株式数は、100株といたします。

2．当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式21,063,340株

タイテックの発行済株式総数10,055,117株（平成21年9月30日時点）、エルモ社の発行済株式総数11,073,000株（平成21年8月31日時点）に基づいて算出しており、タイテック及びエルモ社は本株式移転の効力発生日の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2．株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

タイテック及びエルモ社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性を期すため、タイテックは株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティング（以下、「アタックス」）に対し、エルモ社は山田&パートナーズコンサルティング株式会社（以下、「山田&パートナーズ」）に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

アタックスは、タイテック及びエルモ社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析したうえで、市場株価方式及び収益還元方式を用いて、株式移転比率を算定いたしました。各方式による算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、タイテックの普通株式1株に対するエルモ社の普通株式の評価レンジを記載したものです。）。

	算定方式	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価方式	1 : 1.07 ~ 1.10
	収益還元方式	1 : 1.04 ~ 1.09

なお、アタックスは、タイテック及びエルモ社の市場株価方式による算定において、平成21年10月29日を基準日として、基準日までの過去3ヶ月間における両社の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを算定いたしました。また、収益還元方式による算定においては、将来の事業計画及び過去の実績をもとに分析を行っております。

アタックスは、株式移転比率算定書（以下「算定書(1)」）の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。アタックスの算定書(1)は、平成21年10月29日現在までの上記情報等を反映したものであります。

一方、山田&パートナーズは、両社の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、本株式移転の諸条件、並びに財務及び税務デュー・ディリジェンスの結果を分析したうえで、市場株価方式及びDCF方式を主たる分析方式として採用しております。

主たる分析手法における算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、タイテックの普通株式1株に対するエルモ社の普通株式の評価レンジを記載したものです。）。

	算定方式	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価方式	1 : 1.06 ~ 1.17
	DCF方式	1 : 0.89 ~ 1.08

なお、山田&パートナーズは、タイテック及びエルモ社の市場株価方式による算定において、平成21年10月29日を基準日として、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における両社の株価終値並びに出来高加重平均値に基づく株式移転比率の評価レンジを算定いたしました。

山田&パートナーズは、株式移転比率算定書（以下「算定書(2)」）の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。山田&パートナーズの算定書(2)は、平成21年10月29日現在までの上記情報等を反映したものであります。

算定の経緯

上記のとおり、タイテックはアタックスに、エルモ社は山田&パートナーズに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

算定機関との関係

算定機関であるアタックス及び山田&パートナーズは、いずれもタイテックまたはエルモ社の関連当事者には該当いたしません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

エルモ社の単元株式数は1,000株ですが、当社の単元株式数は100株です。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．買取請求権の行使の方法について

タイテックまたはエルモ社の株主が、その有するタイテックまたはエルモ社の普通株式につき、タイテックまたはエルモ社に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年12月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれタイテックまたはエルモ社に通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、タイテック及びエルモ社が、上記臨時株主総会の決議の日（平成21年12月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使の方法について

タイテック

議決権の行使の方法としては、平成21年12月25日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、タイテックの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主または代理人は、株主総会ごとに作成された当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、タイテックに提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成21年12月24日（午後5時30分）までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、タイテックに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成21年12月21日までに、タイテックに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、タイテックは、当該株主が他人のために株式を有する者でない時は、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

エルモ社

議決権の行使の方法としては、平成21年12月25日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、エルモ社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主または代理人は、株主総会ごとに作成された当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、エルモ社に提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成21年12月24日（午後5時30分）までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、エルモ社に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成21年12月21日までに、エルモ社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、エルモ社は、当該株主が他人のために株式を有する者でない時は、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

3．組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、タイテック及びエルモ社の平成22年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に割当てられます。株主は、自己のタイテックまたはエルモ社の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びにタイテックにおいてはエルモ社の、エルモ社においてはタイテックの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、タイテック及びエルモ社の本店に平成21年12月10日よりそれぞれ備え置く予定です。そのほかに、タイテックまたはエルモ社の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成21年10月30日開催のタイテック及びエルモ社の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、タイテックの平成21年3月期の計算書類等またはエルモ社の平成21年2月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、タイテックの平成21年3月期またはエルモ社の平成21年2月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面です。

これらの書類は、タイテック及びエルモ社の本店で閲覧することができます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年10月30日（金）	株式移転計画・共同持株会社設立に関する契約締結 承認取締役会（両社）
平成21年10月30日（金）	共同持株会社設立に関する契約締結（両社）
平成21年11月2日（月）	臨時株主総会基準日公告（両社）
平成21年11月17日（火）	臨時株主総会基準日（両社）
平成21年12月25日（金）（予定）	株式移転計画承認臨時株主総会（両社）
平成22年3月29日（月）（予定）	ジャスダック証券取引所上場廃止日（両社）
平成22年4月1日（木）（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成22年4月1日（木）（予定）	当社株式上場日

ジャスダック証券取引所による平成21年4月8日付け通知「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定通り行われず、上場廃止日は平成22年3月26日（金）（最終売買日は平成22年3月25日（木））となる予定です。

ただし、本株式移転の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合は両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

タイテックまたはエルモ社の株主が、その有するタイテックまたはエルモ社の普通株式につき、タイテックまたはエルモ社に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年12月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれタイテックまたはエルモ社に通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、タイテック及びエルモ社が、上記臨時株主総会の決議の日（平成21年12月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となるタイテックの最近連結会計年度の主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

タイテック

タイテックの主要な連結経営指標等の推移

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高(千円)	31,496,531	33,834,251	33,308,969	33,461,342	35,006,210
経常利益(千円)	1,083,019	1,324,544	995,276	1,102,796	35,911
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	642,607	733,561	606,829	479,280	526,791
純資産額(千円)	6,372,056	7,927,902	10,044,754	10,049,329	9,008,789
総資産額(千円)	25,508,704	25,223,768	25,989,012	27,433,622	25,097,632
1株当たり純資産額(円)	704.36	787.61	833.38	869.28	796.21
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失() (円)	69.58	74.54	60.57	48.45	56.16
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	63.24	65.13	54.22	45.23	-
自己資本比率(%)	25.0	31.4	32.1	31.0	28.5
自己資本利益率(%)	10.3	10.3	7.5	5.7	-
株価収益率(倍)	12.9	16.0	9.4	7.9	-
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	295,258	1,955,503	829,696	1,498,207	257,395
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,617,153	449,091	70,385	1,671,544	826,344
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,553,946	918,556	400,421	840,627	14,534
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	2,721,112	3,380,734	2,112,042	2,775,232	2,028,201
従業員数(名) (外、平均臨時雇用者数)	766 (240)	724 (228)	748 (216)	884 (264)	899 (277)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第30期において、子会社の(株)中日電子を新たに連結の範囲に含めております。

なお、第30期については、同社のみなし取得日が当該会社の中間決算日であるため、損益計算書は下半期のみ連結しております。

3. 第30期において、連結子会社(株)テレポートを吸収合併しております。

4. 第31期において、持分法適用の関連会社日本テレネット(株)の株式を追加取得し、新たに連結の範囲に含めましたが、株式の一部譲渡により連結の範囲から除外しております。

なお、第31期については、同社の第3四半期末をみなし売却日として、損益計算書、剰余金計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。

5. 第32期において、海外子会社ELMO Industry (Thailand) Co., Ltd. を新たに連結の範囲に含めております。

6. 第32期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
7. 第33期において、(株)サンヨーオーエー新潟、(株)サンヨーシステムビジネス、(株)サンヨーオーエー中部、(株)サンヨーオーエー徳島、(株)サンヨーオーエー九州、(株)サンヨーオーエー近畿の6社を新たに連結の範囲に含めております。なお、第33期については、それぞれみなし取得日を平成20年3月31日としているため、貸借対照表のみを連結しております。
8. 第34期の当期純損失については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用に伴う、たな卸資産評価損の計上が影響を及ぼしております。
9. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
10. 第34期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
11. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

エルモ社は、タイテックの連結子会社であるため、上記に含まれていますが、エルモ社の状況の推移は以下のとおりであります。

エルモ社

エルモ社の主要な連結経営指標等の推移

回次	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月	平成17年 2月	平成18年 2月	平成19年 2月	平成20年 2月	平成21年 2月
売上高（千円）	10,148,626	10,434,525	11,143,449	12,239,954	17,825,378
経常利益（千円）	407,781	509,552	488,440	654,289	531,226
当期純利益（千円）	210,215	264,006	373,380	353,423	314,796
純資産額（千円）	2,180,598	2,478,497	3,451,078	3,857,143	3,860,009
総資産額（千円）	7,805,729	7,774,316	9,010,673	10,836,008	11,043,172
1株当たり純資産額（円）	260.27	316.61	363.28	379.98	340.68
1株当たり当期純利益（円）	24.67	33.19	45.45	36.81	29.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	-	-	43.76	35.97	29.58
自己資本比率（％）	27.9	31.9	38.3	34.6	34.0
自己資本利益率（％）	10.0	11.3	12.6	9.8	8.4
株価収益率（倍）	-	-	8.5	10.9	8.9
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	293,617	377,044	305,309	1,187,916	260,505
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	287,882	289,026	349,240	1,199,176	813,395
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	273,622	84,923	583,753	742,470	33,995
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	1,379,128	1,453,988	1,415,943	2,143,052	1,431,541
従業員数（名）	345 [60]	328 [46]	310 [57]	424 [169]	477 [135]

（注）1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第81期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第82期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため記載しておりません。

3 第81期及び第82期の株価収益率については、当社株式が非上場でありますので記載しておりません。

4 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成21年10月30日 タイテック及びエルモ社は、株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて取締役会において承認のうえ、「株式移転計画」を作成し、両社の経営統合に関する「共同持株会社設立に関する契約書」を締結いたしました。

平成21年12月25日 タイテック及びエルモ社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

平成22年4月1日 タイテック及びエルモ社が株式移転の方法により当社を設立し、当社の普通株式をジャスダック証券取引所に上場する予定です。

なお、タイテック及びエルモ社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、電子機器、光学機器等の製造、販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるタイテックの平成22年3月期第2四半期連結会計期間末日（平成21年9月30日）及びエルモ社の平成22年2月期第2四半期連結会計期間末日（平成21年8月31日）時点における事業の内容は以下のとおりであります。

タイテック及びエルモ社

タイテックグループは、完全子会社となるタイテック及びエルモ社のほか、子会社14社及び関連会社3社により構成され、タイテックを中心とする電子応用製品（情報通信機器、F A関連機器及びその他の電子機器）の開発、製造・販売を主な事業内容とし、これにエルモ社を中心とした光学機器の開発、製造・販売などの事業活動を展開しております。

事業区分	事業内容
電子機器関連事業	タイテックが画像情報機器などの情報通信機器及びロボットコントローラや工作機械用CNC（コンピュータ数値制御）装置などのF A関連機器などの開発、製造・販売を行うほか、子会社の(株)グラフィン及び(株)中日電子も情報通信機器の開発、製造・販売を行っております。
	（主な関係会社） (株)グラフィン、(株)中日電子
光学機器関連事業	エルモ社が書画カメラ、監視カメラ、映像ソリューションシステムなどの光学機器・システムの開発、製造を行い、国内外に販売を行うほか、海外子会社のElmo USA Corp.（米国）及びElmo（Europe）G.m.b.H.（ドイツ）が国外で販売を行っております。
	（主な関係会社） American Elmo Corp.、Elmo USA Corp.、Elmo（Europe）G.m.b.H.、ELMO Industry（Thailand）Co., Ltd.、(株)サンヨーオーエー近畿、(株)サンヨーシステムビジネス、(株)サンヨーオーエー中部、(株)サンヨーオーエー徳島、(株)サンヨーオーエー九州、(株)サンヨーオーエー札幌、(株)S U W A オプトロニクス

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1．組織再編成の目的等」記載の「2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるタイテックの平成22年3月期第2四半期連結会計期間末日（平成21年9月30日）及びエルモ社の平成22年2月期第2四半期連結会計期間末日（平成21年8月31日）時点における従業員の状況は、以下のとおりであります。

タイテック

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
電子機器関連事業	426（87）
光学機器関連事業	487（83）
合計	913（170）

（注）従業員数は就業人員数（タイテックグループからタイテックグループ外への出向者を除き、タイテックグループ外からタイテックグループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に平成22年3月期第2四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

エルモ社は、タイテックの連結子会社であるため、従業員数は上記に含まれていますが、エルモ社の状況は以下のとおりであります。

エルモ社

平成21年8月31日現在

従業員数（名）	487（83）
---------	---------

（注）1 従業員数は、エルモ社グループ外からの出向者を含んでおります。エルモ社グループ外への出向者はおりません。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の平成22年2月期第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社につきましても労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社企業グループの経営統合に係るリスクとして下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転によりタイテック及びエルモ社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両者の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは、それぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本届出書提出日において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上必要な手続を履践することを含みますが、それらに限られません。）に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止または遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、または計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定したとおりに完了せず、または全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループまたはタイテックグループもしくはエルモ社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす恐れがあります。

経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす恐れがあります。統合効果の十分な発揮を妨げる要因として、以下が考えられますが、これらに限りません。

製品開発の遅れ、顧客または取引先との関係の悪化、対外的な信用の低下、効果的な人員・生産・販売拠点配置の遅延、マーケティング戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性

重複する製品、開発部門、生産拠点、販売・物流ネットワーク及び本部機構、財務・情報システムの統合等を始めとする業務の効率性向上策・コスト削減策を実現できないことにより、期待どおりの業務の効率性向上・コスト削減が実現できない可能性

両社の経営統合に伴う、製品、開発部門、生産拠点、販売・物流ネットワーク及び本部機構、財務・情報システムの統合並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性

(2) タイテックの事業等のリスク

タイテックの事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載

しております。

国内・海外の景気動向

タイテックグループにおいて、電子機器関連事業分野では、主にエレクトロニクス業界の企業を顧客とする「開発提案型EMS（エレクトロニクス・マニファクチュアリング・サービス：電子製品製造請負サービス）」企業として事業を展開しており、エレクトロニクス業界の需要縮小は、タイテックグループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、光学機器関連事業分野では、業務用カメラ、特に書画カメラとしてはトップメーカーであり、市場占有率が高いため、当該市場全体の需要動向が業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

為替レートの変動

タイテックグループでは、アジア諸国からの原材料及び製品の購入と、欧米を中心とした海外で事業展開しており、外国為替レートの変動により、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

技術開発力

タイテックグループでは、デジタル画像・電子認証・光学分野のコア技術に資源を重点投入して技術力を高度化・専門化することにより新製品開発力を強化してまいりますが、業界や市場動向を充分予測できず、魅力ある製品が開発できない場合には、将来の成長と収益性を低下させ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

受託先企業の業績への依存

タイテックグループにおいて、電子機器関連事業分野では開発受託先企業は多岐に亘っております。タイテックグループの売上高は、顧客企業の業績不振、予期しない契約打ち切り、方針の変化、値下げ要請など、顧客企業の業績やタイテックグループにおいて管理できない要因により大きな影響を受けます。その顧客企業との取引規模が大きい程、業績に悪影響を及ぼす程度が大きくなります。

製品の品質

タイテックグループは、タイテック・エルモ社・(株)中日電子が品質マネジメントシステム（ISO9001）並びに環境マネジメントシステム（ISO14001）を取得して、品質面で万全を期すよう体制を整えておりますが、欠陥が発生しない保証はありません。製造物責任賠償保険に加入しておりますが、製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は、そのコストやタイテックグループに対する評価を著しく低下させ、売上高の減少などにより業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

競争の激化

タイテックグループのうち、特に光学機器関連事業において、国内外のメーカーとの価格競争の激化により、販売価格が著しく下落する可能性があります。また、高シェア商品でも将来とも優位に立てる保証はありません。他社新製品の開発により販売数量が減少するなど、タイテックグループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

第三者所有の知的財産権の抵触

タイテックグループは、新製品開発や生産、販売活動においてタイテックグループ所有もしくは適法に使用許諾を受けた知的財産権を使用しております。しかしながら、認識の範囲外で第三者より知的財産権の侵害を主張される可能性は否定できません。その場合に、タイテックグループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

土壌汚染について

エルモ社において、平成19年3月に西工場敷地内を自主的に調査したところ土壌が汚染されていることが判明し、必要な調査並びに浄化対策を実施しており、今後の浄化対策実施状況によりタイテックグループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) エルモ社の事業等のリスク

エルモ社はタイテックの連結子会社であるため、事業等のリスクは上記に含まれていますが、エルモ社の状況は以下のとおりであります。

特定事業・製品への依存について

エルモ社グループは業務用カメラを中心とする光学機器事業に特化しており、特に書画カメラはエルモ社グループが市場占有率も高いため、当該市場全体の需要動向ならびに競合各社の戦略・政策等がエルモ社グループの業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

業績の変動要因について

エルモ社グループの主要製品のうち、書画カメラの売上が主たる販売先である文教市場の予算執行時期にあたる夏休みや年度末に偏る傾向があります。その結果、特に利益面において、第2四半期および第4四半期に集中する傾向があります。

新規ならびに拡大事業について

エルモ社グループは、業務用カメラとそれを活用した映像ソリューションビジネスによって事業の拡大を図っておりますが、新規ならびに拡大化の戦略におきましては、当該市場の需要動向、競合他社の戦略・政策が大きく影響いたします。さらに他社が異質の技術原理、差別化技術等によって、より優れた商品をエルモ社グループのターゲットとする市場に投入してくる可能性も否定することは出来ません。こうした場合、大きな影響を受けることになります。

研究開発活動および人材育成について

エルモ社グループの業績を維持し、また成長を図るためには常に新しい差別化技術を開発し、それを製品化・市場投入して行かねばなりません。研究開発の成果は不確実なものであります。また、技術スキルの高い人材の確保と育成ができなかった場合には、エルモ社グループの業績ならびに成長に対し大きな影響を及ぼす可能性があります。

新製品開発について

新製品の開発が予定どおりに進捗しない場合や現行製品から新製品への移行が適切に行なえない場合には、競争力の低下によりエルモ社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

他社との提携について

エルモ社グループは顧客ニーズの変化に対応して様々な製品を提供していくため、また、エルモ社事業の強化、拡大のため、必要に応じて他社との提携を行っておりますが、当事者間で利害の不一致などが生じた場合には、提携を維持できなくなる可能性があります。

原材料の調達について

エルモ社グループは、多数の外部の取引先から原材料、部品等を調達しておりますが、重要部品であるCCD（電子撮像素子）につきましては、限られた取引先に依存しております。従って当該部品が、何らかの理由によりエルモ社グループが計画していた数量や価格で入手できず、予定していた数量の生産が出来ない場合等には、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

タイテックグループとの取引について

1) タイテックグループ内における位置付け

エルモ社は、タイテックの連結子会社であります。親会社であるタイテックを中心とするタイテックグループは電子機器関連事業および光学機器関連事業を行っております。そこにおいてエルモ社グループは唯一光学機器関連事業を担い、独立した企業経営をおこなっておりますが、タイテックの方針によっては資本関係に変化が生じ、エルモ社グループの今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

2) 取引関係

平成21年2月期におけるエルモ社グループとタイトックグループとの間の主たる取引関係は下記の通りであります。これら取引においては一般の取引先と同様な条件を基本とし交渉のうえ決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	タイトック	名古屋 市南区	2,250	電子機器 関連開発 製造販売	(被所有) 直接 60.42%	兼任 1名	営業取引	エルモ社製 品の販売	90	受取手形及 び売掛金	47
								電気部品の 購入	542	支払手形及 び買掛金	218

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3) 人的関係

本届出書提出日現在、エルモ社役員の内、タイトックの役員を兼ねるものは1名であり、その氏名ならびにエルモ社およびタイトックグループにおける役職は以下の通りであります。その他出向関係にある者はおりません。

当社での役名	氏名	タイトックグループでの役名
取締役会長（非常勤）	野村 利昭	タイトック 代表取締役会長兼CEO (株)グラフィン 代表取締役会長

(注) 野村利昭氏の非常勤取締役会長就任経緯は、コーポレート・ガバナンス強化の観点より、「適正な経営の遂行」を目的として、招聘したものであります。

製品の欠陥について

エルモ社は、品質マネジメントシステム（ISO9001）ならびに環境マネジメントシステム（ISO14001）を取得し、品質面には万全を期すべく体制の整備に努めております。しかしながら、全ての製品について将来的にも製造物賠償責任が発生しないという保証はありません。万一、大規模な製造物責任につながるような製品の欠陥が発生した場合は、業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

第三者所有の知的財産権への抵触について

エルモ社グループは新製品開発や生産、販売活動を行う上でエルモ社グループ所有、若しくは適法に使用許諾を受けた知的財産権を使用しています。しかしながら、エルモ社グループの認識の範囲外で第三者より知的財産権侵害を主張される可能性は否定できません。そのような場合、エルモ社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

海外での事業展開について

エルモ社グループは、海外現地法人を通じ、欧米を中心にエルモ社製品の海外での販売活動を行っており、生産に関しましても部品の仕入調達を主にアジア諸国に依存しております。また、タイ国においてエルモ社製品の組立を行っており、こうした海外での事業展開においては、予期しない法律・規制の変更、政治体制・経済環境の変動、テロ・戦争・感染症等による社会の混乱、水・電力や通信網等インフラストラクチャーの障害、人材の採用・確保の難しさ等のリスクにより事業活動に障害が生じる可能性があります。

為替相場の変動について

前項に示したとおり、エルモ社グループは海外においても事業展開を実施しており、このため外国為替レートの変動は、エルモ社グループの外貨建てで取引されている売上高ならびに仕入高に影響し、結果としてエルモ社の業績に大きな影響を与えます。

土壌汚染について

平成19年3月にエルモ社西工場敷地内を自主的に調査したところ土壌が汚染されていることが判明いたしましたので、必要な調査ならびに浄化対策を実施しており、今後の浄化対策実施状況によりエルモ社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る本株式移転計画、株式移転の目的、条件については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成22年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりであります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,063,340	ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定の無い、当社における標準となる株式です。なお、当社は、種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	21,063,340		

(注) タイテックの発行済株式総数10,055,117株(平成21年9月末時点)、エルモ社の発行済株式総数11,073,000株(平成21年8月末時点)に基づいて算出しており、タイテック及びエルモ社は、本株式移転の効力発生日の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年4月1日	21,063,340	21,063,340	2,500,000	2,500,000	1,000,000	1,000,000

(注) タイテックの発行済株式総数10,055,117株(平成21年9月末時点)、エルモ社の発行済株式総数11,073,000株(平成21年8月末時点)に基づいて算出しており、タイテック及びエルモ社は、本株式移転の効力発生日の前日までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるタイテックの平成21年9月30日現在及びエルモ社の平成21年8月31日現在の所有者別状況については、以下のとおりであります。

タイテック

平成21年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		8	15	49	8	3	2,336	2,419	
所有株式数（単元）		10,550	564	15,351	4,786	166	69,040	100,457	9,417
所有株式数の割合（％）		10.50	0.56	15.28	4.76	0.17	68.72	100.00	

（注）1．自己株式1,060,368株は、「個人その他」に10,603単元及び「単元未満株式の状況」に68株を含めて記載しております。

2．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が11単元含まれております。

エルモ社

平成21年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		5	7	13	3		1,045	1,073	
所有株式数（単元）		693	20	7,419	116		2,821	11,069	4,000
所有株式数の割合（％）		6.26	0.18	67.03	1.05		25.49	100.00	

（注）1．自己株式898株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

2．証券保管振替機構名義の失念株式はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるタイテックの平成21年9月30日現在及びエルモ社の平成21年8月31日現在の発行済株式の状況については、以下のとおりであります。

タイテック

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,060,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,985,400	89,854	
単元未満株式	普通株式 9,417		
発行済株式総数	10,055,117		
総株主の議決権		89,854	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)含まれております。

エルモ社

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,069,000	11,069	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,000		同上
発行済株式総数	11,073,000		
総株主の議決権		11,069	

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生である平成22年4月1日時点において、当社の自己株式を保有していませんが、当社の完全子会社となるタイテックの平成21年9月30日現在及びエルモ社の平成21年8月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

タイテック

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社タイテック	名古屋市南区千竈通2-13-1	1,060,300		1,060,300	10.54
計		1,060,300		1,060,300	10.54

エルモ社

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保金の使途については、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度配当の決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成22年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によるものとする予定です。また、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）につきましては、取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定める予定です。

なお、当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については9月30日であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の株価の推移は以下のとおりであります。

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

タイテック

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高（円）	(1,400)930	2,095	1,490	661	400
最低（円）	(750)720	832	541	381	181

（注）株価は、平成16年12月12日以前は日本証券業協会におけるもので、第30期は（ ）表示をしており、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。

エルモ社

回次	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月	平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月	平成21年2月
最高（円）	-	-	474	427	450
最低（円）	-	-	361	293	231

（注）株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、エルモ社は、平成19年2月14日からジャスダック証券取引所に上場されております。それ以前については該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

タイテック

月別	平成21年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高（円）	243	300	315	309	303	305
最低（円）	177	233	255	285	250	244

（注）株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

エルモ社

月別	平成21年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高（円）	283	305	301	298	328	345
最低（円）	265	274	281	280	289	307

（注）株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

平成22年4月1日に就任を予定している当社の役員は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するタイテックの株式数 (2) 所有するエルモ社の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
取締役会長		野村 利昭	昭和18年2月25日生	昭和37年4月 山洋電機工業(株) (現・エヌ・エス・ディ(株)) 入社 昭和46年4月 同社技術部長 昭和50年9月 タイテック設立 代表取締役社長就任 昭和63年12月 (有)野村興産設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成9年2月 (株)グラフィン 代表取締役会長就任 (現任) 平成16年8月 (株)中日電子 代表取締役会長就任 平成17年3月 エルモ社 取締役会長就任 (現任) 平成19年8月 タイテック代表取締役会長兼CEO (現任)	(注) 3	(1) 754,960株 (2) - 株 (3) 754,960株
代表取締役社長		竹内 清	昭和22年12月5日生	昭和46年4月 山洋電機工業(株) (現・エヌ・エス・ディ(株)) 入社 昭和62年9月 同社取締役副社長就任 平成元年8月 タイテック入社 平成2年9月 同社取締役企画室長就任 平成13年4月 同社常務取締役経営企画室長就任 平成14年5月 エルモ社専務取締役就任 平成17年3月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成18年1月 American Elmo Corp. 取締役社長就任 (現任) Elmo (Europe) G.m.b.H. 取締役就任 平成18年9月 ELMO Industry (Thiland) Co., Ltd. 取締役就任 (現任) 平成20年10月 (株)中日電子取締役会長就任 (現任)	(注) 3	(1) 28,200株 (2) 100,000株 (3) 137,200株
取締役		野村 拡伸	昭和44年7月15日生	平成7年1月 タイテック入社 平成12年4月 同社東京支店長就任 平成13年6月 同社取締役東京支店長就任 平成14年4月 同社取締役営業本部長就任 平成16年6月 同社執行役員営業本部長就任 平成17年6月 同社常務取締役就任 平成19年8月 同社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	(1) 316,200株 (2) - 株 (3) 316,200株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するタイテックの株式数 (2) 所有するエルモ社の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
取締役		水野 雅裕	昭和25年11月27日生	昭和48年4月 平成14年5月 平成16年2月 平成17年4月 平成17年6月 平成19年4月 平成19年6月	(株)名古屋相互銀行（現・(株)名古屋銀行）入行 同行名古屋第八エリア長兼藤ヶ丘支店支店長就任 タイテック入社経理部専門部長就任 同社執行役員関連事業室長就任 同社執行役員管理本部長兼関連事業室長就任 同社管理本部長就任 同社取締役就任（現任）	(注) 3	(1) 1,300株 (2) -株 (3) 1,300株
取締役 （社外取締役）		玉置 浩一	昭和37年5月5日生	昭和61年4月 平成7年3月 平成9年7月 平成17年6月	旭硝子(株)入社 公認会計士登録 玉置公認会計士事務所所長（現任） タイテック取締役就任（現任）	(注) 3	(1) -株 (2) -株 (3) -株
常勤監査役 （社外監査役）		大原 茂	昭和25年10月7日生	昭和49年4月 平成14年6月 平成16年8月 平成17年6月 平成19年6月	(株)名古屋相互銀行（現・(株)名古屋銀行）入行 同行名古屋第一エリア長兼黒川支店支店長就任 (株)中日電子監査役就任（現任） (株)グラフィン監査役就任（現任） タイテック常勤監査役就任（現任）	(注) 4	(1) -株 (2) -株 (3) -株
監査役 （社外監査役）		佐藤 慎一郎	昭和20年9月8日生	平成7年9月 平成17年6月	税理士開業登録 佐藤税理士事務所所長（現任） タイテック監査役就任（現任）	(注) 4	(1) -株 (2) -株 (3) -株
監査役 （社外監査役）		近藤 倫行	昭和19年10月23日生	昭和46年4月 昭和52年5月 平成17年5月	弁護士登録 近藤倫行法律事務所所長（現任） エルモ社監査役就任（現任）	(注) 4	(1) -株 (2) -株 (3) -株
計							(1)1,100,660株 (2) 100,000株 (3)1,209,660株

(注) 1. 取締役の玉置浩一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成22年4月1日である当社の設立日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成22年4月1日である当社の設立日より、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 所有するタイテックまたはエルモ社の株式数は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

6. 役名は、本届出書提出日現在において決定している役名を記載しております。

7. 取締役野村拓伸は、取締役会長野村利昭の長男であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬及び監査役報酬の内容

当社は、取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議によって定めるものとします。ただし、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は年額150百万円以内とし、監査役の報酬等の額は年額50百万円以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定める予定です。取締役の選任の決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。また、当社は、株主の皆様への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定める予定です。

さらに、当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定です。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにすることを目的とするものであります。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は4名以内とする旨を定款で定める予定です。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役玉置浩一は、当社の完全子会社となるタイテックの社外取締役に就任しております。

また、社外監査役大原茂及び社外監査役佐藤慎一郎は、当社の完全子会社となるタイテックの社外監査役に就任しており、社外監査役近藤倫行は、当社の完全子会社となるエルモ社の社外監査役に就任しております。

このほか、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別関係はありません。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

（２）【監査報酬の内容等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるタイテック及びエルモ社の経理の状況については、両社の有価証券報告書（タイテックについては平成21年6月26日提出、エルモ社については平成21年5月28日提出・同年6月19日訂正）及び両社の第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（タイテックについては平成21年11月13日提出、エルモ社については平成21年10月15日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
名義書換手数料	該当事項はありません。
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URLは未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求することができる権利以外の権利はない予定です。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

タイテック

事業年度第34期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

平成21年6月26日東海財務局長に提出

エルモ社

事業年度第85期（自平成20年3月1日至平成21年2月28日）

平成21年5月28日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

タイテック

事業年度第35期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

平成21年8月11日東海財務局長に提出

事業年度第35期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

平成21年11月13日東海財務局長に提出

エルモ社

事業年度第86期第1四半期（自平成21年3月1日至平成21年5月31日）

平成21年7月13日東海財務局長に提出

事業年度第86期第2四半期（自平成21年6月1日至平成21年8月31日）

平成21年10月15日東海財務局長に提出

【臨時報告書】

タイテック

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年10月30日に東海財務局長に提出

エルモ社

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成21年8月18日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年10月30日に東海財務局長に提出

【訂正報告書】

タイテック

該当事項はありません。

エルモ社

訂正報告書（上記の有価証券報告書の訂正報告書）を平成21年6月19日に東海財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

タイテック

株式会社タイテック本店（名古屋市南区千竈通二丁目13番地1）

株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

エルモ社

株式会社エルモ社本店（名古屋市瑞穂区明前町6番14号）

株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるタイテックの平成21年9月30日現在及びエルモ社の平成21年8月31日現在の株主の状況については、以下のとおりです。

タイテック

平成21年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(有)野村トラスト	名古屋市瑞穂区下山町2-19-1	980	9.74
野村 利昭	名古屋市瑞穂区	754	7.50
ジェイピー モルガン クリア リング コープ セク(常任代 理人 シティバンク銀行(株))	ONE METROTECH CENTER NORTH, BROOKLYN, NY 11201 (東京都品川区東品川2-3-14)	424	4.21
竹田 和平	名古屋市天白区	370	3.67
日本トラスティ・サービス信 託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	324	3.23
野村 拓伸	名古屋市瑞穂区	316	3.14
第一生命保険(相) (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行(株))	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	290	2.88
(有)野村興産	名古屋市瑞穂区下山町2-19-1	285	2.83
(株)大垣共立銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行(株))	岐阜県大垣市郭町3-98 (東京都中央区晴海1-8-12)	264	2.62
タイテック従業員持株会	名古屋市南区千竈通2-13-1	219	2.18
計	-	4,228	42.05

- (注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。
2. 上記のほか、自己株式が1,060千株あります。

エルモ社

平成21年8月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)タイテック	名古屋市南区千竈通 2 - 13 - 1	6,658	60.12
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	503	4.54
アイホン(株)	名古屋市熱田区神野町 2 - 18	300	2.70
I D E C(株)	大阪市淀川区西宮原 1 - 7 - 31	300	2.70
榊 泰彦	神奈川県平塚市	271	2.45
榊 信之 (常任代理人 榊 ひろみ)	BANGKOK10110 THAILAND (名古屋市千種区)	212	1.91
榊 雅信 (常任代理人 榊 文男)	MILTON KEYNES MK5 8HA ENGLAND (名古屋市昭和区)	208	1.88
榊 文男	名古屋市昭和区	203	1.83
竹甚板硝子(株)	愛知県刈谷市司町 6 - 27	150	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	137	1.23
計	-	8,943	80.77

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株) 503千株

日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 137千株

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。